

【25 解読文】 貸座敷廃止建議（明治十二年：一八七九）〈A〉

〔表紙〕
明治十六年

〔朱印〕
永年保存

廃娼一件書類

〔朱書〕「議事係」

庶務課」

丙第廿九号印

貸座敷ノ業ヲ更ムルノ建議

〔貸し座敷の業を更（あらた）むるの建議〕

夫レ貸座敷ノ業タルヤ、男子ヲシテ娼妓ニ接シ、其情

〔夫（そ）れ貸し座敷の業たるや、男子をして娼妓（しょうぎ）に接し、其（そ）の情〕

欲ヲ遂ケシムルニ在ルノミ然リ、而シテ日今、其行ハル、ト

〔欲を遂げしむるに在るのみ然（しか）り、而（しか）して目今（もっこん）、其の行わるゝと〕

コロヲ見ルニ、之ヲ助クルニ芸妓ヲ以テシ、之ヲ娯マシムルニ

〔ころを見るに、これを助くるに芸妓（げいぎ）を以（もつ）てし、これを娯（たのし）ましむるに〕

酒宴ヲ以テシ、唯人心ヲシテ益淫蕩ニ趣カシムルノミ

〔酒宴を以てし、唯（ただ）人心をして益（ますます）淫蕩（いんとう）に趣かしむるのみ〕

ナラス、以テ過多ノ金円ヲ貪ル等、皆人智ヲ愚ニ

〔ならず、以て過多の金円を貪（むさぼ）る等、皆人智を愚（おろ）かに〕

シテ私利ヲ謀ルノ点ニ外ナラス、故ニ賢人君子ニアラサ

〔して私利を謀（はか）るの点に外ならず、故（ゆえ）に賢人君子にあらざ〕

ルヨリハ、一タヒ其毒ヲ被ラサルモノナク、其甚タシキニ至

〔るよりは、一たび其の毒を被（こうむ）らざるものなく、其の甚だしきに至〕

ツテヤ、父子ノ親ミヲ疎シ、夫婦ノ間ニ葛藤ヲ生シ、朋

〔つてや、父子の親しみを疎（うと）んじ、夫婦の間に葛藤を生じ、朋〕

友ノ交リニ信義ヲ失ヒ、或ハ家産ヲ蕩尽シ、或ハ放蕩

〔友の交わりに信義を失い、或（ある）いは家産を蕩尽（とうじん）し、或いは放蕩（ほうとう）〕

懶惰ニ流レ、竟ニ八国律ヲ犯ス等ノ弊害ヲナスコト、普ネク
〔懶惰（らんだ）に流れ、竟（つい）には国律を犯す等の弊害をなすこと、普
（あま）ねく〕

衆庶ノ目撃スル所ニシテ、更ニ喋々ヲ俟サルナリ、如レ此キ
〔衆庶（しゅうしょ）の目撃する所にして、更に喋々（ちようちよう）を
俟（ま）たざるなり、此（か）くの如き〕

ハ皆業外ノ弊事ニシテ、貸座敷ノ字面ヨリ見去レハ、
〔は皆業外の弊事にして、貸し座敷の字面（じぶら）より見去れば、〕

真ニ不当ノコトナリ、然ラハ則貸座敷タルモノハ能ク其本
〔真に不当のとなり、然らば則（すなわち）貸し座敷たるものは能（よ）く
其の本〕

分ヲ守リ、爾来娼妓ヲシテ来客ニ接シ、其情欲ヲ達ス
〔分を守り、爾来（じらい）娼妓をして来客に接し、其の情欲を達す〕

ルノミニ止め、酒肴ヲ売り芸妓ヲ呼ヒ、歌舞管弦セシムル
〔るのみに止め、酒肴を売り芸妓を呼び、歌舞管弦せしむる〕

ヲ禁シ、区域ヲ判別シテ営業セシメ度奉レ存候、如レ此クセ
〔を禁じ、区域を判別して営業せしめ度存じ奉（たてまつ）り候、此くの如く
せ〕

ハ民ハ一時間房ノ便ヲ得テ、欲火ノ発動ヲ薄シ、無益
〔ば民は一時間房（けいぼう）の便を得て、欲火の発動を薄し、無益〕

ノ浪費ヲ減シ、其事足りテ其用省ケ、一挙両全ヲ
〔の浪費を減らし、其の事足りて其の用省け、一挙両全を〕

得ルノ策ナラン、仰キ冀クハ断然一令ヲ下シ、嚴重
〔得るの策ならん、仰ぎ冀（ねが）わくば断然一令を下し、嚴重〕

御取締有レ之度、此段本会ノ決議ヲ以テ建白候也
〔御取り締まりこれ有り度、此の段本会の決議を以て建白候也〕

明治十二年六月三日

群馬県会議長 宮崎有敬[㊦]

群馬県令 楫取素彦殿